

災害等発生時におけるアレルギー対応等特殊食品の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県医薬品卸業協会会长斎藤隆（以下「乙」という。）とは、災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態（以下「災害等」という。）の発生時における被災者の栄養確保に必要なアレルギー対応等特殊食品（以下「特殊食品」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、次に掲げる場合で、特殊食品を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、特殊食品の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内で災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外で発生した災害等に関し、甲が、国又は関係都道府県から特殊食品の調達を要請されたとき又は救援の必要があると認めたとき。
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、岡山県知事が救援に関する措置を実施するとき。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（特殊食品の範囲）

第2条 甲が要請を行う特殊食品は、次に掲げるもののうち、要請の時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 特殊粉ミルク（アレルギー対応等）
- (2) 離乳食（アレルギー対応等）
- (3) 濃厚流動食（そしゃく、えんげ困難者対応等）
- (4) その他甲が必要と認めた特殊食品であって、乙において調達可能なもの

（要請の方法）

第3条 甲は、要請を行うに際しては、別紙1の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請を行ういとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請を行い、その後速やかに文書を交付することで代えることができる。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、要請を受けたときは、速やかに当該要請に対する対応の可否を甲に報告するとともに、対応が可能である場合には、当該要請に係る特殊食品を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずることとし、当該措置の状況を別紙2により甲に報告するものとする。

（特殊食品の運搬及び引渡し）

第5条 措置に係る特殊食品の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、当該集積場所までの特殊食品の運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、特殊食品を確認の上、引き取り、当該特殊食品を受領したことを記した文書を乙等に交付するものとする。
- 3 甲は、前項に規定する職員の派遣を県内市町村に依頼することができるものとする。

(費用等)

第6条 措置により甲が供給を受けた特殊食品の対価及び乙等が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への特殊食品の運搬が終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置時における適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用等の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、遅滞なく支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

(連絡責任者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を別紙3により相互に報告するものとし、その内容に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(市町村協定との調整)

第9条 乙が県内市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定は、この協定に優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に基づく乙の業務により生じた損害その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年3月18日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

石井正弘

乙 岡山県岡山市表町一丁目3番50号

岡山県医薬品卸業協会

会長

斎藤 隆